

令和5年度第4回国立大学法人静岡大学経営協議会議事録

日時 令和5年9月27日（水）14時00分～15時41分
場所 事務局5階大会議室
出席者 赤塚、岩崎、大石、大須賀、栗村、鈴木、鶴見、野田、望月の各委員
日詰、塩尻、川田、森田、大場、川村、佐藤、鎌塚、本橋の各委員
欠席者 出野、加藤の各委員
陪席者 青木、高倉、金原、近藤の各副学長、鈴木、河島の各監事

I 前回議事録の承認

令和5年度第2回国立大学法人静岡大学経営協議会議事録（案）及び令和5年度第3回国立大学法人静岡大学経営協議会（メール審議）議事録（案）を原案どおり承認した。

II 審議事項

1 静岡大学の将来構想について

議長から、静岡大学の将来構想について、資料1-1により、令和5年6月29日～令和5年9月27日までの会議等の開催状況、第53回静岡大学・浜松医科大学連携協議会（令和5年7月31日）における議論について報告があった。続いて、議長から、資料1-5により、大学統合の意義について説明があり、第5回企画戦略会議（令和5年9月6日）、第5回教育研究評議会（令和5年9月20日）、第54回静岡大学・浜松医科大学連携協議会（令和5年9月25日）における議論について報告があった。

次に、議長から、別冊資料により、急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方（第137回中央教育審議会諮問）について説明があった後に意見交換を行った。

（委員から出された主な意見等）

野田委員：浜松医科大学はモデルチェンジ案を検討するのであれば、合意書を白紙にするか、あるいは合意書案を進めるかの二者択一になっていると思う。白紙撤回を申し入れた場合、浜松医科大学は訴訟を辞さないという話もある中で、静岡大学としてどのような選択をするか、決め手が少ないのではないか。法に則って合意書を白紙にすることは可能と考えているか。

議長：御指摘のとおり、本学の切れるカードが少ないと考えている。合意書の白紙を協議の場に出すのは手段の一つとしてあるが、浜松医科大学の受け止め方は不明である。落としどころを探りたいと考えているが、浜松医科大学は合意書の内容から一步も動かないため、我々としても前に進むことが難しく、状況は非常に厳しいと受け止めている。

野田委員：合意書について法的に対応する場合は、どのような対応が考えられるか。

議長：現時点で法律事務所に相談はしていないが、合意書の解釈については、学内の法学分野の教員に相談している。そのため、実務的な面と学説的な面で、相違があるのかもしれない。御指摘のとおり、法的な対応も踏まえ、対応していかなければならない。

大石委員：静岡大学内の合意書締結時の意思決定は、どのような手続きで行わ

れたのか。

議長：教育研究評議会で採決を採り、その後、経営協議会に諮り、最終的に役員会で承認し、機関決定した。

大石委員：構想の過程で、一般の教職員や卒業生などにパブリックヒアリングのような幅広い意見聴取を行ったか。

議長：公式には行っていない。教育研究評議会の議論を各部局に持ち帰り、意見聴取をしている部局もあったように思う。また、非公式ではあるが、同窓会等への聴取はあったのではないかと理解している。

大石委員：白紙撤回は非常にリスクだと思うが、締結時と同じ手続きを踏めば、学内的には合意書の破棄は可能か。

議長：基本的には可能である。まずは教育研究評議会で方向性を定め、経営協議会に諮り、最終的に役員会で意思決定することになる。

大石委員：白紙撤回が公になれば、地域への反響がある。モデルチェンジ案を含めた代案を示しつつ、並行して白紙撤回ということは可能か。

議長：可能であるが、現状では、浜松医科大学は合意書の内容を少しも変えることはできないと主張しているので、合意書を白紙にしてから代案に乗ってくるかどうかは何とも言えない。

栗村委員：合意書の白紙撤回をするか否かという二者択一を迫られる中で、学内で協議を進めるとのことだが、白紙撤回を選択した場合の法的リスクについては、実務的な観点からの助言を受け、それを学内で共有し議論していただきたい。浜松医科大学から、方向性について速やかな結論を求められているので、早い段階で法実務の専門家から助言を受ける方が良い。

望月委員：大学間の話として、合意書の対案を出すのであれば、両キャンパスが合意したものでなくては、浜松医科大学は議論にならないと考えていると思う。

議長：御指摘のとおりである。学内で一本化されていない案をなぜ持ってくるのかという受け止め方だと理解している。

望月委員：この状況をどうやって打開するか、新たな合意書を結ぶため、既存の合意書を白紙撤回するという方向になると思うが、静岡大学として最も重要なことは、両キャンパスの意見を一つにするということである。議論を前に進めなければ、浜松キャンパスと静岡キャンパスが同じ思いを持って、浜松医科大学と話をするしかないと思う。これまで日詰学長は合意書を尊重するという立場で議論を続けてきたと多くの人が理解していると思うが、学長就任時に「合意書を尊重する」と明言したのか確認したい。

議長：浜松医科大学との間で、これまでの経緯を整理した資料を作成したが、御指摘の文言は、学長選考会議から付記されたものであり、新聞報道で「尊重する」と説明した、と記載されている。

望月委員：「合意書を尊重する」とは、「協議する」ということではないと思う。日詰学長の「尊重」の理解が、最初のボタンの掛け違いになっているのではないか。「尊重」の理解が、浜松医科大学と異なっていると思う。今野学長は、「合意書を尊重する」ということは、議論を前に進めること、展開することと捉えられており、そう理解されるのは仕方がないと思う。

議長：当時の学長選考会議の榊議長からは、「尊重」は解釈の幅が広い言葉であり、それ以上でもそれ以下でもないとの発言があった。そのため、私自身に裁量があると受け止めた。「尊重」は「遵守」ではなく、あくまでも尊重

であり、それ以上でもそれ以下でもない曖昧な言葉であると理解している。
その点で、望月委員と齟齬があるかと思う。

望月委員：私とではなく、そう考えていない方は多分相当いるので、そこを考えなければ、この先の進め方に影響してくると思う。この問題は、大学間の話であることと「尊重」の理解が問題を複雑にしている。

岩崎委員：合意に至るまでの過程で熟議が足りていなかったことが、今日の問題を招いている。両大学が力を合わせて地域貢献するという理念は素晴らしいが、その統合の在り方が十分に議論されて結論に至ったのか。今の状況を見るに、十分な議論をされていなかったのだろうと思う。具体的な統合の在り方を考えたときに、企業であれば途中で変わることは大いに有り得ることで、破談することもある。それくらい真剣に議論するべきなので、この議論はあって然るべきだと考えている。白紙撤回するか否かというのは、極めて単純な切り口であり、モデルチェンジ案は浜松地区の目指すところも包含しつつ、全体調和を図るべき姿として出されたと思う。これは合意書に違背するものではないと思う。合意書の2（6）に基づいて検討した結果、当初から構想が変わることは当然にあることであって、今日これだけの問題が起こっていることを考えれば、当初のまま進めれば問題が起こることは明らかである。二者択一は、非常に稚拙な議論である。アカデミアの欠点として、目線が学内しか向いていないことを指摘する。地域貢献、地域のためという議論が欠けている。噛み合わない議論の問題点は、そこにあるのではないかと思う。

鈴木委員：私から見れば、破壊的末期症状と受け取れる。ここまでこじれていては、どちらかが折れてもうまくいかない。企業の間からは、お互いに退く状況である。しかし、地域社会や学生のことを考えれば、折角統合の話が最初に出来たからには其処に向かって動くべきだと思う。現在の議論は堂々巡りで、子どもの喧嘩であり、ビジネスではない。多分何度やっても同じ結果になるので、第三者の仲裁を入れた上で、社会的なことがきちんと分かっている方の意見も聞きながら、平等に持っていけないと収まりがつかないように思う。もう一点は、浜松医科大学から、学長の私案だという批判を受けたが、学長が話に行ったのならば、それは大学の総意だと思う。学内で学長以外の方はどう思っているのか。静岡キャンパスと浜松キャンパスには、本当に意見の食い違いがあるのか。そこが一枚岩にならなければ、落ち着くことはないと思う。部局長や教員が本当はどうしたいのか伝わってこないで、それをきちんと意思表示してもらえれば、どちらに進むにしても応援をしたいと思う。静岡大学をどうしたいのかという原点に戻って、話を詰めていただきたい。

鶴見委員：浜松医科大学との合意形成が相当難しいとの理解の上での発言であるが、少子化を鑑みても国全体として、大学の統合再編は避けて通れない。その中で平行線が続くのであれば、現行2大学で法人統合のみをするという解決策はあるのか。2点目として、新聞報道によれば、静岡市を中心に静岡市長からの1大学2校に対する辛辣な意見や、浜松市長からの良い感触が示される等、自治体からの干渉が見え隠れする中で、自治体との対話や根回しに配慮しては如何か。

議長：法人統合のみを提案したことがあるが、浜松医科大学は大学再編抜きでは受け入れられないとの回答であった。静岡市長、浜松市長の反応について

は、マスコミに切り取られた記事によるものであり、こちらが意図したビジョンとは少し異なった受け取り方をされたものと思う。

赤塚委員：大学の外から見ると、大学同士が合意書を交わしたことは動かさない事実である。それに対し、片方の大学がまとまっていないという状態は、世間一般から見れば、一体何をしているのかという印象である。白紙化が選択肢にあるかも知れないが、批判は免れないと思うので、議論を深化して進めることを勧めたい。モデルチェンジ案は良く練られているので、それを1つの方向性として打ち出していくことが必要だと思う。静岡大学が一丸とされるかどうかである。

2 教職員給与について

佐藤委員から、人事院勧告の概要と本学教職員給与への対応方針について、資料2により提案があり、審議の結果、原案どおり承認した。

(委員から出された主な意見等)

鶴見委員：今後も人件費の増加が見込まれるが、経営への影響や対策についてお聞きしたい。

佐藤委員：今後も経済状態を踏まえると人事院勧告により人件費は増加していくことが想定される。今年度は人件費の執行残や節約等により十分対応できると見込んでいる。今後も節減合理化や増収方策を中長期的な考えのもとで積極的・戦略的に進めて対応していきたいと考えている。

3 国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等の報告(令和5年度)について

佐藤委員から、国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等の報告(令和5年度)について、資料3により提案があり、審議の結果、原案どおり承認した。

III 報告事項

1 令和6年度概算要求について

佐藤委員から、令和6年度概算要求について、資料4により報告があった。

(委員から出された主な意見等)

鶴見委員：施設整備の要求評価結果について、評価に応じて具体的にどのような影響があるのか。

佐藤委員：評価結果がS評価の事業には実現性があるが、S評価の場合でも予算枠により採択されていない事業が多々あるため、それ以外の評価結果の事業は採択が難しい状況である。

2 令和4事業年度財務諸表の承認について

佐藤委員から、令和4事業年度財務諸表の承認について、資料5により報告があった。

3 第4期中期目標期間における評価向上に向けて

金原副学長から、第4期中期目標期間における評価向上に向けて、資料6により報告があった。

(委員から出された主な意見等)

鶴見委員：評価結果について、国からの交付金等へ影響は生じないか。

金原副学長：具体的にどのような影響があるのか、それがどの程度であるのかという点では、そのような事例は聞いていないため、明確には分からない。

鶴見委員：いずれの項目についても、具体的な施策やK P Iを含めて数値計画がしっかりと立てられているので、是非達成して頂きたい。

IV その他

1 静岡大学関連記事

議長から、静岡大学に関連する新聞記事について、参考資料として紹介があった。

議長から、リカレント教育の学生募集について、席上配付資料により案内があった。

以上